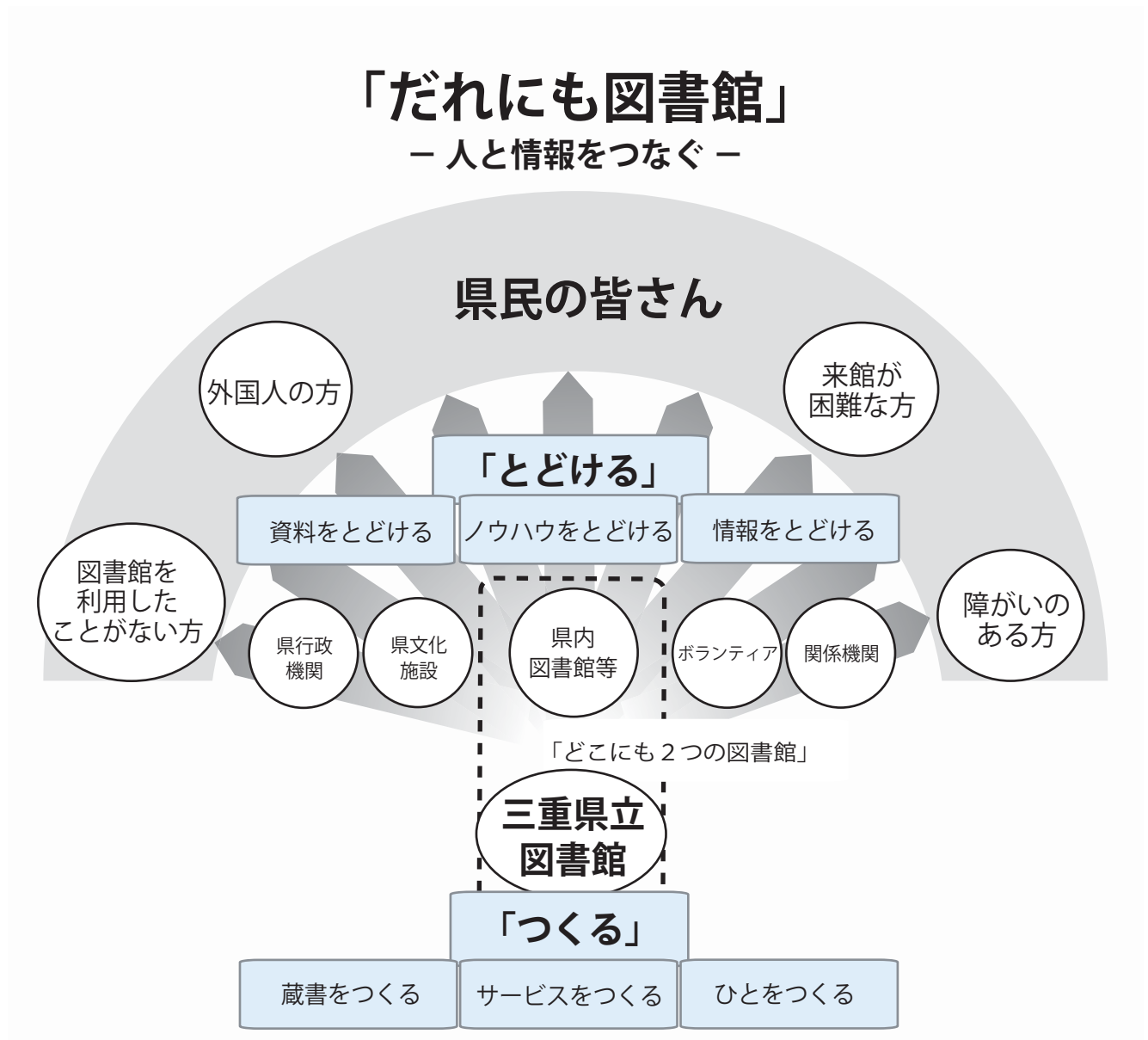


三重県立図書館改革実行計画

# だれにも図書館

# 目次

はじめに .....	1
図書館を取り巻く状況 .....	2
これまでの成果と課題 .....	3
実行計画における基本的な考え方 .....	7
2つの約束 .....	7
2つの活動 .....	8



※「だれにも図書館」イメージ図

## はじめに（計画策定の趣旨）

---

三重県立図書館では、平成23年度からの改革実行計画において、「全県域・全関心層へのサービス」と「先進的なサービス」という県民の皆さんへの「2つの約束」を掲げ、これを実現するために「3つの活動」に最優先で取り組むとともに、「5つの方策」に留意した図書館経営を行ってきました。

計画による取組が令和2年度で終了することから、今後の取組について検討するにあたり、「2つの約束」を果たすことができたのかという観点から検証を行いました。

1つめの約束である「全県域・全関心層へのサービス」を実現するうえで、市町立図書館や学校図書館等との連携は欠かせません。これまでの取組において、連携によるキャンペーンの実施や協力、支援を行う中で、県内図書館との連携が進展したことは大きな成果だと考えています。また、こうしたネットワークを生かして、どの地域にお住まいの方でも図書館サービスを等しく利用できるよう、物流ネットワークの拡大や出張図書館などの取組を実施してきました。

しかしながら、全関心層へのサービスという点では、障がいのある方や、図書館の利用が困難な方などへのサービスがまだまだ不十分であり、次の計画においても、関係機関と連携しながら注力していく必要があります。

2つめの約束である「先進的なサービス」については、県立図書館として、より良いサービスを提供するための創意工夫や新たな取組の率先実行、他図書館との成果の共有や水平展開等を目指すものです。平成18年4月に文部科学省から公表された「これからの図書館像」では、図書の貸出にとどまらない、課題解決支援機能の充実が推進されました。詳細は後段に譲りますが、当館ではビジネス情報や医療・健康コーナーを設置し、関係団体との連携によるセミナー等を通じて課題解決の取組を進め、医療・健康の分野では、当館の取組を参考に他図書館でもコーナーが設置されるなど、一定の成果がありました。今後については、社会情勢やニーズをふまえ新たな展開を検討し実践していく必要があります。

さらに、県立図書館の取組やサービス、資料の活用方法等が利用者の皆さんに十分に知られていないことや、新型コロナウイルス感染症の発生を機に、来館を前提としないサービスについても検討すべき課題となっています。

今後の取組にあたり、「2つの約束」については、次の計画においても県民の皆さんに果たしていくべき「変わらない」方針と位置づけました。一方で、「3つの活動」については、当館の取組やサービスをどのようにして全県域・全関心層へとどけるかという視点から、「つくる」、「とどける」という2つの活動に見直し、今後4年間の取組である三重県立図書館改革実行計画「だれにも図書館」を策定しました。

本計画においても、社会情勢やニーズをふまえ、県内の図書館と連携し、魅力ある図書館運営に取り組んでいきます。

# 図書館を取り巻く状況

---

## 図書館とまちづくり

資料の閲覧や貸出だけでなく、地域住民のさまざまな課題解決に役立つ情報の提供、地域の活性化や地域住民のつどいの場としての役割が期待され、まちづくりの中核施設として図書館を整備する動きが全国的に見られるなど、図書館が地域の活性化を図るうえでは欠かせない存在として注目されています。

県内においても、複数の自治体で中心市街地活性化に図書館が組み込まれるなど、まちづくりに図書館が活用される動きが出てきています。

## 新しい生活様式への移行

新型コロナウイルス感染症の発生により、全国の図書館において感染拡大防止のためサービスを限定した開館や休館等の対応のほか、非来館型サービスについて検討が進められています。

新型コロナウイルス感染症の早期収束が見込めない中、テレワーク導入の動きなど働き方も変わろうとしています。この「新しい生活様式」をふまえて図書館ができることは何かを考え、資料のデジタル化やインターネットを通じたサービスの提供など、来館利用を前提としないサービスについて検討を行っていく必要があります。

## アクセシブルな読書環境への法整備

平成30年1月に著作権法の一部が改正され、障がいによって書籍を読むことが困難な方の情報アクセス機会の拡充等がはかられました。

また、令和元年6月には「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が施行され、アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実などの視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備等や、インターネットを利用したサービス提供体制の強化などが求められています。

## 第四次三重県子ども読書推進計画

令和2年3月に「第四次三重県子ども読書推進計画」が策定されました。この計画の基本的な方針では、「家庭・地域・学校のそれぞれの役割に応じた読書を行う環境の整備、読書をする機会の提供、読書活動の啓発の推進」が挙げられ、県立図書館には家庭や学校等への支援、ホームページ等による情報提供、情報ネットワークの利用促進や市町立図書館等との連携などが期待されています。

# これまでの成果と課題

---

県民の皆さんとの「2つの約束」を実現するために取り組んできた成果と課題について、「資料・情報の創造的活用」「特色ある資料の充実」「三重県図書館体制づくり」の「3つの活動」ごとに次のとおりまとめました。

## 1 資料・情報の創造的活用

県立図書館の豊富な資料を、県民の皆さんの読書活動や調査研究、課題解決に役立ててもらうため、さまざまな分野においてより多くの方々と連携しながら取組を進めてきました。

### (1) 課題解決支援の取組

豊富な資料の活用方法の紹介や、地域社会や個人の抱える課題をテーマとした情報提供を行うため、医療・健康、ビジネス情報コーナーを開設するなど、県民の皆さんの課題解決の支援に取り組んできました。

医療・健康の分野では、関係団体との連携が進み、病院への本の貸出や患者団体からの資料の提供など、県民の皆さんへの情報の提供が充実しました。ビジネスの分野では、関係機関と連携して高校生を対象としたビジネスセミナーを開催したことにより、このセミナーの参加者を中心に作成したプランが「高校生ビジネスプラン・グランプリ」（日本政策金融公庫主催）において、県内唯一の「ベスト100」に選ばれるなど、新たな連携による取組が生まれました。

また、平成30年度からパスファインダーを作成し、館内での設置およびホームページでのPDFによる公開を行ってきました。

今後は、ニーズをふまえたコーナーの改善や充実に取り組むとともに、パスファインダーに代わる新たなレファレンスツールの検討を行い、レファレンスツールの充実を図っていく必要があります。

### (2) 読書推進の取組

英語多読、ティーンズコーナーを開設するなど、読書に親しむ機会の創出に取り組んできました。英語多読の分野では、利用者発案による情報交換の場として「英語多読ルーム」が定期的で開催されるなど、新たな図書館の活用方法が広がりました。一方で、ティーンズの分野では、ターゲットである年齢層の利用が少ないことから、県立学校図書館等との連携により、取組を探っていく必要があります。

また、学校図書館との連携・協力として、授業での活用を目的に、学校司書からのアンケート調査をもとに作成したテーマ別ブックリストを提供していますが、種類が多くないことから、今後はテーマを充実させていく必要があります。

令和元年度には、県立図書館で受け入れた児童書等を展示する「児童書新刊閲覧会」を行い、小・中学校の図書館担当者に実際に手にして見てもらい、各学校図書館における選書の参考としてもらう機会を設けました。今後も学校現場のニーズをふまえて活動を展開し、読書活動の推進につなげていきたいと考えています。

### (3) 多様な利用者へのサービス

障がいのある方や外国人の方などが図書館を利用する上で、コミュニケーションのバリアをなくしていくことの一助になるようコミュニケーション支援ボードを作成しました。この取組は作成のみならずフォーマットやノウハウをホームページ等で広く公開することで、県内外の図書館での利用にもつながりました。

令和元年度には、読書バリアフリー法の施行を契機として、あらためて障がい者サービスを見直す必要があることから、障がい者サービス研修会を行い、県視覚障害者支援センターでの図書の利用状況等について学び、県内図書館職員の資質向上に取り組みました。

こうした機関との連携が始まったところであり、今後も連携を強化しながらバリアフリーの取組を充実させる必要があります。

## 2 特色ある資料の充実

県立図書館には、市町立図書館で所蔵していない専門書や、他県の図書館にはない三重県に関する資料を積極的に収集し、長く保存する役割があります。また、収集した資料をより多くの方に活用していただくための工夫が必要です。

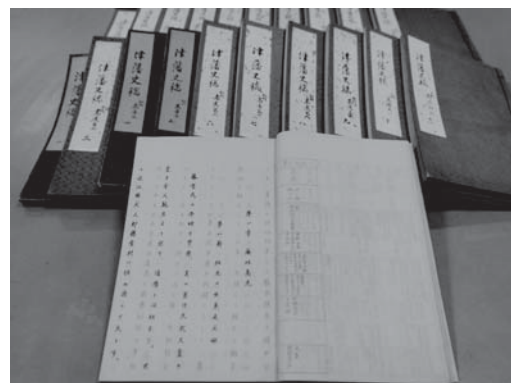
こうしたことから、収集・保存・活用のそれぞれにおいて取組を進めるとともに、限界が近づきつつある書庫の収容能力の課題について検討を行ってきました。

### (1) 三重県関係資料の充実

令和元年度より、電子化された県の行政資料を積極的に収集し、当館資料として登録することで、より多くの方に利用していただける環境を整備しています。

また、津藩藩主や藩の歴史をまとめた資料『津藩史稿』について、平成29年度より翻刻を進め、令和2年度には全29巻のうち2巻分を当館ホームページで公開しました。

全ての巻を一括して所蔵している図書館は当館のみで、貴重でかつ有用な資料であるため、今後も作業を続け、順次公開していきます。



『津藩史稿』



一方で、三重県に関する出版物について、三重県関係出版物速報「みえの本」を通じて、情報の入手や資料の収集に取り組んでいますが、周知が十分でないことから、今後は積極的に収集したい資料について呼びかけを行う必要があります。

## (2) 資料の保存とその環境の整備

市町立図書館の除籍資料の受け入れや新聞・雑誌の分担保存により（平成25年度に保存実施要領策定）、貴重な資料の散逸を防ぐための確実に保存する体制を構築し、分担保存においては、一定期間ごとに保存期間や保存対象資料の見直しを行い運用しています。

また、開館から25年以上が経過し、資料の保管場所である書庫の収容能力が限界に近づきつつあるため、令和2年度には概ね10年を目途とした「地下書庫の効率的活用計画」を策定しました。今後は、随時見直しを行いながら計画に従い保存スペースの確保に取り組めます。

## 3 三重県図書館体制づくり

すべての県域に等しくサービスを提供するためには、県民の皆さんにとって身近な存在である市町立図書館や県立学校図書館等との連携が欠かせないことから、展示による連携や、県内の図書館情報を収集・発信することでネットワークの充実を図ってきました。

また、図書館が時代に応じた図書館サービスを行うには図書館職員がスキルアップに努める必要があることから、研修等の開催により県内の図書館職員のスキルアップを支援し、県全体の図書館サービスの向上に取り組んできました。

### (1) 連携の進展による効果的な取組

市町立図書館等

連携による情報発信

東日本大震災からの復興支援を目的に平成23年度から実施している「東北を知ろう、東北へ行こう！」キャンペーンのほか、令和元年度の「熊野古道世界遺産登録15周年」に合わせた展示を行うなど、連携展示の機会が増えました。

これまでに培ってきたネットワークを生かし、市町立図書館等と連携し、県全体へ波及させることで力強い取組とすることは、三重県の図書館の強みといえます。

今後は、こうした強みを生かして市町立図書館とともに、これまでの取組にとらわれない幅広い取組を検討していきたいと考えています。

## 県立学校図書館

### 物流ネットワークの拡大

平成26年度には物流ネットワークの見直しを行い、これまでは各地域に設けた物流の拠点となる学校（拠点校）を通じて資料の受取を行っていましたが、市町立図書館の協力により、拠点校に加え学校近くの市町立図書館でも受取ができるようになったことで、県立学校において授業等で資料を活用してもらえる機会が増えました。

さらに、高校生へのおすすめ小説をまとめた冊子と、学校司書の取組を紹介するポスターを市町立図書館でも展示してもらうことで、県内図書館の相互理解が進み連携が深まったため、このつながりを生かした取組を進めていく必要があります。

### (2) 図書館職員のスキルアップ

県立図書館では、県内図書館職員を対象とした研修会を毎年開催し、県内図書館職員のスキルアップに取り組んでいます。また、研修時のグループワークや県内図書館等との間での相互交流の実施により、実務を通して相互の理解を深めることでネットワークの強化に取り組んできました。

なお、県立図書館職員の育成については、それぞれのステージに応じた研修体系の構築など、人材育成のプログラムについて検討していく必要があります。

今後は、これまでの取組を検証し、さらに深めていくとともに、来館者数が減少傾向にあることから、利用状況やホームページなどのアクセス数の分析を行い、効果的な情報発信に注力していくほか、文化交流ゾーンにおける連携をさらに強化するなど、サービスの利用や来館者増の方策について検討が必要です。

また、新型コロナウイルス感染症の発生を契機とした「新しい生活様式」に対応する新たなサービスの提供についても検討していく必要があります。



# 実行計画における基本的な考え方

---

県立図書館の役割は、すべての県民の皆さんがより良い図書館サービスを等しく利用できるようにすることです。このことを意識し、「2つの約束」を実現するために、「つくる」と「とどける」の「2つの活動」に取り組むとともに、県民の皆さんにとって身近な市町立図書館や学校・大学などの図書館、さらには各種関係機関等と連携しながら図書館サービスに取り組むことで、県全体の図書館サービスの向上を目指します。

## 2つの約束

---

三重県立図書館は、すべての県民の皆さんがより良い図書館サービスを利用できるよう、「2つの約束」をします。

### 1 全県域・全関心層へ

県立図書館は、どの地域の県民の皆さんも等しく図書館サービスを利用できるよう、三重県のすべての地域を意識するとともに、あらゆる関心層に図書館サービスを提供することに努めます。

三重県のすべての地域に等しく図書館サービスを提供するためには、県内各地の図書館との連携が欠かせません。県立図書館は、県内の図書館ネットワークの中心として、これまで同様に市町立図書館や学校図書館等との連携に取り組むとともに、図書館サービスの十分でない地域や図書館の利用が困難な方々にもサービスを提供するための方策を検討していきます。

また、三重県に関する資料を収集・保存するのはもちろんのこと、それらをより活用していただけるようなサービスの充実に取り組みます。

### 2 より良いサービスを

県立図書館は、県民の皆さんが質の高い図書館サービスを等しく利用できるよう、さまざまな図書館サービスを研究し、県内図書館のモデルとして取り組んでいきます。

県立図書館が実験的に取り組んだサービスや市町立図書館のモデル的な取組について、県立図書館がコーディネートし、そのノウハウを共有しながら県内図書館等に広げていくことで、より多くの方々がサービスを受けられるよう県内全体の図書館サービスの向上を目指します。

また、多様な主体との連携にも努め、県立図書館の持つ資源をこれまで以上に活用しながら、より幅広い図書館サービスを提供していきます。

## 2つの活動

---

県立図書館は、「全県域・全関心層へ より良いサービスを」提供するために、「つくる」と「とどける」の2つの活動に取り組みます。

「つくる」とは、図書館の蔵書や各種サービス、図書館職員の資質向上など、図書館サービスの充実に取り組んでいくことです。

一方、「とどける」とは、「つくる」で取り組んだことを、これまで図書館を利用されなかったことがない方々も含め、より多くの方々に知ってもらい、活用していただくために、さまざまな機関や団体を通じて、全県域・全関心層の方々へ積極的かつ効果的に情報発信していくことです。

図書館は、図書館職員を介して、豊富な資料が活用できるとともに、同じ興味を持つ人々と出会うことができ、つながることができる場所です。

県立図書館は、この2つの活動によって、さまざまな課題を抱えて図書館を訪れる利用者の皆さんに課題解決に役立つ情報やサービスを提供するほか、人と情報、人と人がつながる地域の拠点としての役割を果たしていきます。

### 1 つくる

県民の皆さんの調査研究や課題解決の支援につながるような図書館資料の活用方法の提案や、収集した資料を効果的に活用していただくための手法について、これまでの取組を検証し、さらなる改善を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う「新しい生活様式」の定着をふまえて、来館を前提としない非来館型のサービスについても検討を行っていきます。

なお、図書館が時代の変化に応じた図書館サービスを提供するためには、図書館職員が絶えずスキルアップに努める必要があることから、県立図書館職員の育成計画の策定や業務支援体制の構築により職員の研修機会の充実を図り、館内職員への伝達研修や県内図書館職員への研修を通じて、県内図書館全体のサービス向上につなげていきます。

#### (1) 蔵書をつくる

県立図書館には三重県に関する資料を収集し、それを保管していく役割があります。

子ども向けの地域資料をはじめとした三重県関係資料の収集を行うとともに、未登録資料の整理のほか、書庫の配置見直しや資料保存に関する研究による蔵書の保存環境の整備に取り組みます。

凡例 ○ 計画 ● 実施 → 継続

具体的な活動を「アクション」で表記し、3年度から4年間のスケジュールを「計画」「実施」「継続」の3段階で示しています。

### 三重県関係資料の収集

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
副読本など子ども向けの地域資料の収集	●	→	→	→

### 未登録資料の整理

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
未登録地域資料の整理	●	→	→	→

### 蔵書の保存環境の整備

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
書庫の配置見直し	●	→	→	→
資料保存に関する研究	○	●	→	→

## (2) サービスをつくる

より多くの方々に図書館を利用してもらうためには、新たなサービスの提供やよりわかりやすい資料の活用方法の提案に努める必要があります。

読書バリアフリー法が施行され、視覚障がい者等の図書館利用に係る体制整備が求められていることをふまえ、DAISY 資料や大活字資料等の充実を図るほか、資料リストの作成やコーナー設置などにより、読書バリアフリーの取組を進めていきます。

また、「新しい生活様式」をふまえて、来館を前提としない非来館型サービスについても検討を行います。

さらに、利用状況やホームページのアクセス件数等の分析により、利用者ニーズ等を把握しサービス改善につなげていきます。

### 読書バリアフリーの推進

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
アクセシブルな書籍等の充実	●	→	→	→

### 調査研究の支援

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
レファレンスツールの作成	○	●	→	→
子ども向けの調べ方案内の作成(地域資料)		●	→	→

#### 読書活動の支援

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
読書イベントの実施	●	→	→	→
新着資料の情報発信	●	→	→	→

#### 学校図書館の支援

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
児童書新刊閲覧会の開催	●	→	→	→
高校図書館向けブックリストの作成	●	→	→	→

#### 行政支援

	3年度	4年度	5年度	6年度
メルマガ（LIB-LETTER）の配信	●	→	→	→

#### 非来館型サービスの提供

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
非来館型サービスの検討および実施	●	→	→	→

#### 利用状況等の把握と分析

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
利用統計やホームページ、Twitter 等のアクセス分析	○	●	→	→

### (3) ひとをつくる

さまざまな利用者ニーズに対応するためには、県立図書館職員自身が情報収集を行い、絶えずスキルアップに努める必要があります。

県内図書館のモデルとなる役割を果たすとともに、県内図書館から頼られる県立図書館を目指して、県立図書館職員育成計画を策定し、県立図書館職員の人材育成に取り組むとともに、県内図書館が求める情報の把握・収集・提供に努めます。

また、ボランティアとの連携・協働により、図書館活動の充実を図ります。

#### 県立図書館職員の育成

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
県立図書館職員育成計画策定	○	→	●	→
業務支援体制の検討と構築	●	→	→	→

### 県内図書館職員の育成

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
研修実施	●	→	→	→

### 県内図書館情報の収集

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
県内図書館情報の収集・提供	●	→	→	→

### ボランティアとの協働

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
ボランティア活動の推進と広報	●	→	→	→

## 2 とどける

県立図書館のサービスや貴重な資料を、全県域・全関心層の方々に活用していただくため、これまでの来館前提ではなく、資料のデジタル化やインターネットを通じたサービスの提供など、「新しい生活様式」に対応した図書館サービスを充実させていく必要があります。それは障がいや社会情勢により来館が困難な方、図書館になじみのない方へのアプローチでもあります。

令和2年4月には、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、限定的な開館や休館時に、ホームページ上に「みえりぶ@ほーむ」を開設し、館内を紹介する動画など、自宅にいながら楽しめるサービスの提供を開始しました。このような取組を参考事例として、「県立図書館に行けばこんなことができる」「県立図書館に行ってみたい」といった予感や期待感を持っていただけるようなコンテンツづくりに取り組む必要があります。

紙媒体やインターネットなど各媒体の特性をふまえた情報発信により、より多くの方々に図書館の幅広いサービスや、図書館の楽しさを知っていただき、県立図書館の利用や来館にもつなげていきます。

### (1) 資料をとどける

県立図書館で収集した資料を、さまざまな理由によって図書館に来館できない方へとどける仕組みが必要です。

資料のデジタル化などインターネットを通じた取組や、出張図書館など実際に本に触れてもらう機会を設けることで、より多くの方に資料をとどけます。

#### 本に触れる機会の充実

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
出張図書館の実施	●	→	→	→
配本図書の貸出・活用	●	→	→	→

## デジタル資料の充実

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
所蔵資料のテキスト化（翻刻）	●	→	→	→
所蔵資料（行政資料等）のデジタル化		○	●	→

## （２）ノウハウをとどける

県内図書館職員に対する研修を実施し、県内図書館職員全体のスキルアップを図るとともに、利用者の皆さんに、図書館の活用方法をわかりやすく紹介します。

また、県立図書館で取り組んだサービスのほか、県内図書館で取り組んだ事例を県立図書館がコーディネートし、他の図書館へ共有しながら広げていくことで、県内図書館全体のサービス向上を図るとともに、利用者増につなげていきます。

### （再掲）県内図書館職員の育成

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
研修実施	●	→	→	→

### （再掲）県内図書館情報の収集

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
県内図書館情報の収集・提供	●	→	→	→

### 図書館の活用方法の提案

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
レファレンスツールのホームページ公開		●	→	→
図書館活用方法の動画配信	●	→	→	→

## （３）情報をとどける

県立図書館の取組やサービスを広く県民の皆さんに届けるためには、紙媒体やインターネットなど各媒体の特性をふまえた情報発信を行う必要があります。

一方で、対象者が限定される取組やサービスについては、とどけたい情報や対象者等により、情報発信先となる機関や団体が異なるため、とどけたい情報や対象者に応じて、より効果的に対象者に情報を伝えることができる関係機関や団体を通じた情報発信を行っていきます。

### より多くの方々に向けた図書館情報の発信

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
未利用者に向けた普及啓発	○	●	→	→
各種イベントでの図書館 PR	●	→	→	→



より深い図書館情報の発信

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
特色ある資料の所蔵情報の発信	○	●	→	→
外国人向け利用案内の作成、公開	○	●	→	→
図書館探検隊の開催	○	●	→	→
連携展示	●	→	→	→
文化交流ゾーンによる連携	●	→	→	→

情報の発信方法の工夫

アクション	3年度	4年度	5年度	6年度
広報の強化、コンテンツ充実 (ホームページ整備、SNS 活用)	●	→	→	→



三重県立図書館改革実行計画

## だれにも図書館

発行 令和3年4月

編集 三重県立図書館

〒514-0061

津市一身田上津部田 1234

電話番号 059-233-1181

FAX番号 059-233-1191

E-mail [mie-lib@library.pref.mie.jp](mailto:mie-lib@library.pref.mie.jp)